

7 南 監 第 7 0 号  
令和8年3月26日

南 国 市 議 会 議 長 様  
南 国 市 長 様

南国市監査委員 塩 崎 泰  
南国市監査委員 久 武 弘 明  
南国市監査委員 岡 崎 純 男

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、南国市監査基準（令和2年南国市監査委員訓令第1号）に準拠し、監査を実施した。

### 2 監査対象課等及び監査実施期間

以下の課を対象として、監査を実施した。

監査対象課	聴取・現地調査	監査実施期間
子育て支援課	令和7年11月28日	令和7年11月21日 ～令和8年3月25日
明見保育所	令和8年2月5日	
長岡西部保育所	2月6日	
あけぼの保育所	2月13日	

### 3 監査対象

令和6年度、7年度の市立保育所における事務の執行及び施設の管理状況等について監査の対象とした。

### 4 監査の着眼点

- (1) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか。
- (2) 施設管理が適切に行われているか。
- (3) 児童の安全管理や危機管理体制が適切に行われているか。
- (4) 現金管理や個人情報の管理が適切に行われているか。

### 5 監査の方法

監査対象の所管課に対し提出を求めた監査資料に基づき、着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取と現地調査等により監査を実施した。

## 6 監査の結果

南国市の次代を担う子どもたちの健全な育成に真摯に取り組んでおり、全体として概ね良好な運営がなされている。

なお、主要な項目についていくつかの点について記述したので検討されたい。

### (1) 保育所の運営全般について

保育所ごとに定めた保育方針及び実施目標に基づき保育計画が作成され、実践された保育内容の達成状況について自己評価する仕組みができており、保育の質の充実、向上に繋がる取り組みがなされている。

### (2) 施設管理について

建物・遊具等の点検が定期的に行われているが、施設の古い保育所にあっては、直ちに危険とは言えないまでも、要注意箇所のある遊具があった。児童の安全に直結するものであるため、安全性の確認を徹底し、可能な限り早目の対応をされたい。

また、建物周囲にコンテナボックスが積み上げられている事例があった。日常的に児童が近づく場所ではないものの、児童の安全確保の観点から何らかの安全対策を講ずる必要があると思料される。

また、建物施設の清掃、トイレなどの衛生管理も行き届いており概ね良好な環境であると認められる。今後もこのような状況が維持されるよう努められたい。

### (3) 児童の安全確保について

ヒヤリハット事例について、日常的に職員会議において情報共有する取り組みができています。

事故発生時の対応についてもマニュアルに基づいて適切に行われており、事故発生時の状況やその後の対応も詳細に記録されていた。

投薬対象の児童を取り違え服薬させた事例があった。薬の投薬については重大な事故に繋がる恐れがあるので、細心の注意を払うこと。

なお、事故発生後、児童を病院に搬送するにあたって、保護者にその対応をお任せしたことについて、後に保護者の不信を招いた事例が見受けられた。病院への搬送から診察終了まで保育士が同行するようマニュアルに沿った、それに伴う必要な体制の整備を図られたい。

### (4) 避難訓練及び不審者対策について

地震、火災発生時の避難訓練について定期的に行われており、訓練の際に気をついたことが細かく記録されていた。災害発生時に必要となる保護者への

引き渡し手順も整備され、保護者も交えた訓練も行われていた。

不審者侵入対応訓練も警察の協力を得ながら行われていたが、施設の古い保育所にあつては、外部から容易に侵入できる構造であるため、防犯カメラを設置するなど不審者を早期に発見できる対策を講じられたい。

#### (5) 給食、アレルギー対応等について

給食作業従事者の健康状態について毎日チェックが行われており、施設、作業器具等の点検も週次・月次ごとに適切に行われている。また、食材や調理についても温度管理がなされ、細かくチェック、記録がされている。

アレルギーへの対応が必要な児童には、「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に保護者も交えた話し合いが行われ、献立のチェックも調理師・保育士・保護者によるチェックが行われているが、アレルギー食材の見落としがあり病院に搬送された事例があった。

アレルギー疾患は、その対応を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、食材の確認から対象児童への配膳まで、さらに入念なチェックが行われるよう十分な注意を払われたい。

#### (6) 給食食材の調達及び発注について

給食食材の調達先について、可能なものは市内業者から調達している。物品の購入については、これまでも、価格の競争性を保つことと併せて、南国市内の業者の活用をお願いしてきたところである。児童に対する食育の観点からも、引き続き市内業者の活用をお願いする。

また、食材の発注については、子育て支援課からの献立を基に、各保育所の調理師が食材の数量を計算し、各業者あてに手書きで発注書を作成しFAXで注文している。食材の納入は、ほぼ毎日行われ、その後の検品、業者からの請求、子育て支援課による支払いに至るまで手書きの明細がベースになって行われている。

南国市としてDXの推進に取り組んでいることから、受発注システムの導入等のデジタル化について検討が必要ではないかと思料される。

#### (7) 現金の取り扱いについて

保育料のほか、延長保育料、一時保育料、教材費、主食費、職員給食費など多くの名目で現金の取り扱いがなされている。保護者から担任保育士が現金を預かり夕方までに領収書を作成し保護者に渡す。保育士は現金を保育所長に渡し、所長は子育て支援課に納入通知書を発行してもらい、指定金融機関に入金することになるが、それまで所内の金庫で保管する。早ければ即日入金を行うが、長い場合は1週間から10日近く所内金庫で保管している。

現金の取り扱いが職員の負担となるばかりでなく、長期にわたり所内金庫に保管することは紛失等の危険も伴うため、原則として現金は扱わないこととすべきである。キャッシュレス化の仕組みを構築するために保護者の理解を得るよう早急に取り組むべきである。

#### (8) 施設整備について

保護者による送迎用駐車場について、用地を確保し、工事が進められている。駐車場確保については、朝夕の混雑や児童の安全確保など、その必要性については一定理解できる。しかしながら、厳しい財政状況を考慮すれば土地取得をしても確保すべきものであったか、市民の納得が得られるよう十分な説明責任を果たすよう努められたい。

#### (9) 委託料概算払いについて

民営保育所の運営については、児童福祉法に基づいて社会福祉法人に委託しており、その委託料について概算払いが行われている。概算払いそのものは制度上の運営に沿っており適切に行われているが、公金管理及び効率性の観点から、概算払い回数及び金額の適切にも努める余地があると思われるので、最適化を目指す検討にも努められたい。

#### (10) 保育士の人材確保及び人材育成について

保育士については、適宜公募しているが、必要な職員数の確保には至っておらず、不足する人員については会計年度任用職員で充足している現状が見受けられる。

また、公募時に応募してくる人は存在するものの、採用にまで至っていない現状がある。

今後も保育士が不足する状態の続くリスクも想定されることから、必要な保育士を確保するためにも『養成枠・確保枠』等の導入を含む人材確保策をパッケージとして構築するなど、抜本的な対策を講ずることも必要であると思料される。

#### (11) 児童福祉法に基づく監査について

児童福祉法に基づく県による各保育所に対する監査は、書類・実地監査がそれぞれ隔年実施されるなど適法に行われている。

監査については、近年、書面による指摘はなく、口頭による指摘のみであるとのこと。口頭による指摘であったとしても、重要な内容を含んでいるのではないかと思料されるが、講評以降において、組織的な決裁を経ておらず、組織的な対応とはなっていないのが現状である。口頭指摘であったとしても、

一過性の対応に陥らず、その改善状況をしっかりと把握するためにも PDCA サイクル等を採用するなど、系列的にも整理することが必要であると思料される。